

横浜市が実施した工事（旧ログ金沢解体工事）に伴う
周辺住戸等の家屋調査に係る個人情報の漏えいについて

1 概要

旧横浜市職員厚生会寮（旧ログ金沢 金沢区柴町 345-3）の跡地の複合施設整備工事（※）の過程で、これに先立って解体工事のために実施した家屋調査の報告書（以下「家屋調査報告書」という。）を、複合施設の設計事業者に、本来提供すべきではないのにも関わらず提供したことから、59名分の個人情報等が漏えいしました。

関係者の方々に対して、深くお詫び申し上げるとともに、今後の再発防止を徹底してまいります。
※複合施設整備工事…民間事業者が主体となって、特別養護老人ホーム、地域ケアプラザ及びコミュニティハウスの複合施設を整備するものです。

2 漏えいした家屋調査報告書に含まれる個人情報等の内容

(1) 家屋調査対象の建物等調査一覧表

調査対象となった集合住宅3棟等の59人の住民の名前（一部、姓のみ）、住所、電話番号

(2) 上記(1)の家屋（屋内外）の写真40件

(3) 上記(1)の集合住宅の共用部分の写真（個人情報ではありません）

3 漏えい先

設計事業者（A社）と工事施工業者（B社）

4 経緯

令和2年5月15日	横浜市が旧ログ金沢解体工事 着手
令和2年6月22日 ～7月23日	横浜市が同工事 家屋事前調査実施
令和2年9月28日 ～10月24日	横浜市が同工事 家屋事後調査実施
令和2年10月30日	同工事 完成
令和3年2月22日	複合施設の設計事業者（A社）から横浜市に、家屋調査報告書の提供依頼があり、家屋調査報告書（紙）を貸し出した
令和3年2月24日	A社が横浜市に、家屋調査報告書のデータ提供依頼を行う
令和3年2月25日	横浜市からA社に、家屋調査報告書（PDFデータ）を電子メールに添付して送付
	A社が、新築する複合施設の工事施工業者（B社）に家屋調査報告書（PDFデータ）を提供した
令和3年2月26日	A社が横浜市に家屋調査報告書（紙）を返却した
令和3年3月5日	家屋調査対象の住民の方から横浜市に「家屋調査報告書の情報がB社に渡っているのは、個人情報の漏えいではないか」と連絡があり、個人情報の漏えいが発覚 横浜市はA社に対し、家屋調査報告書（PDFデータ）の廃棄を指示するとともに、A社を通じてB社の所有する家屋調査報告書（PDFデータ）

	の廃棄を指示した
令和3年3月8日	指摘のあった住民の方へ電話し、個人情報の漏えいについて謝罪 A社及びB社から、電子メールで家屋調査報告書（PDFデータ）を廃棄 した旨を送信させることとした
令和3年3月9日～	個人情報漏えいの対象となった方を直接訪問し、謝罪と経緯の説明 （3月11日時点で59人中43人に直接訪問し、謝罪と説明済み）

5 漏えいへの対応状況

- (1) 個人情報が漏えいした対象である住民等の皆様には、直接訪問し謝罪と経緯のご説明を行いました。一部、連絡が取れない方に対しては、引き続きお詫びと経過の説明を行います。
- (2) A社及びB社が受け取ったPDFデータは全て削除されたことを確認しました。その他の漏えいはありません。

6 原因

解体工事は横浜市が実施し、当該複合施設は民間事業者が整備しますが、完成後地域ケアプラザとコミュニティハウス部分は横浜市が購入し運営する予定であり、横浜市は複合施設的设计段階から当該設計業者と打合せを行っていました。

解体工事は本市発注で、複合施設的设计、工事は民間事業者が発注するもので、主体はそれぞれ違い、本来は横浜市に帰属する家屋調査報告書を民間事業者に提供することはできません。一連の整備について設計業者と打合せしながら進める中で、複合施設的设计業者から家屋調査報告書の提供の依頼があり、提供内容、提供先、提供できる根拠などを十分に確認せずに、提供の了解をしてしまったことが原因です。

7 再発防止策

外部への情報提供を行う場合には必ず外部に情報提供できる根拠を確認し、所定の手続きを経たうえで提供することを徹底するとともに、個人情報保護に関する研修を実施し、職員への浸透を図ります。

お問合せ先
健康福祉局地域支援課長 鳥居 俊明 Tel 045-671-3640